

成田市給水装置工事施行基準の改定点（新旧対照表）

現 行	改正後（令和2年7月より適用）	改正内容
<p>第1章 総 則 （略）</p> <p>第2章 設 計 2.1 ～ 2.4 （略）</p> <p>2.5 給水管口径の決定 1～2 （略）</p> <p>3 量水器口径選定基準 量水器口径は、原則として前後の給水管と同口径とするが、適正使用流量範囲、一時的使用の許容流量（表 2.5.1）を参考にして選定するものとする。 なお、一般家庭の場合は給水栓数による量水器口径選定表（表 2.5.2）を参考に選定することができる。</p>	<p>第1章 総 則 （略）</p> <p>第2章 設 計 2.1 ～ 2.4 （略）</p> <p>2.5 給水管口径の決定 1～2 （略）</p> <p>3 量水器口径選定基準 ① 量水器口径は、原則として前後の給水管と同口径とするが、適正使用流量範囲、一時的使用の許容流量（表 2.5.1）を参考にして選定するものとする。 ② 一般家庭の場合は、給水栓数による量水器口径選定表（表 2.5.2）を参考に選定することができる。 ③ <u>单身者用住宅として申請者が申し出たもののうち、床面積40㎡未満の場合は、量水器の口径を13mmにすることができる。</u></p>	<p>・单身者用住宅における量水器選定基準を追記</p>

2.6 給水管の分岐

1 分岐の原則

- 1) (略)
- 2) 原則として、1敷地内への取出しは1箇所とする。ただし、建築物及び敷地の状況により1建築物に1箇所の取出しとすることができる。
- 3) 原則として、1敷地内に複数の取出し箇所がある場合、必要以外の取出し箇所は、分水栓用キャップを使用し、分水止めを行う。

4 分岐方法

配水管からの分岐方法は、表 2.6.1によるものとする。

表 2.6.1 給水管の分岐方法

配水管種別	分岐給水管口径	分岐方法
ダクタイル鋳鉄管	20・25・40・50	ステンレス製サドル分水栓
	50を超えるもの	耐震型割T字管
配水管ポリエチレン管	20・25	ステンレス製サドル分水栓

注1) サドル分水栓の穿孔口径は、給水管口径と同径とする。

注2) 国道・県道以外に設置するサドル分水栓の材質は、絶縁継手を使用する場合に限り、青銅製とすることができる。

2.6 給水管の分岐

1 分岐の原則

- 1) (略)
- 2) 原則として、1敷地内への取出しは1箇所とする。ただし、敷地設定の状況により1建築物に1箇所の取出しとすることができる。
- 3) 原則として、1敷地内に複数の取出し箇所がある場合、必要以外の取出し箇所は、撤去すること。(配水管分岐部にて分水止め)

4 分岐方法

配水管からの分岐方法は、表 2.6.1によるものとする。

表 2.6.1 給水管の分岐方法

配水管種別	分岐給水管口径	分岐方法
ダクタイル鋳鉄管 配水管ポリエチレン管	20・25・40・50	サドル分水栓
	50を超えるもの	耐震型割T字管

注1) サドル分水栓の穿孔口径は、給水管口径と同径とする。

注2) 給水管にステンレス鋼管を使用する場合のサドル分水栓の材質は、ステンレス製とする。

注3) 給水管にポリエチレン管を使用する場合のサドル分水栓の材質は、青銅製とする。

・語句の修正

・公道内に用いる給水材料の追加指定に伴う改正

<p>2.7 (略)</p> <p>2.8 止水栓の設置</p> <p>1 止水栓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設深さは、給水管埋設深さと同一、かつ、30cm以上<u>60cm</u>以内とすること。 ・既設止水栓が宅地の切土、鋤き取りなどにより、道路と宅地の境界線から1.0m以上に位置する場合は、1.0m以下の維持管理に支障のない位置に、給水管を短縮して（凍結工法等による）移設すること。 ・開閉ハンドルは、止水栓の操作に支障が無いように設置すること。 <p>1) 口径13、20 mmの場合</p> <p>① 量水器の上流側にボール式伸縮止水栓を設置しなければならない。</p> <p>2) 口径25、40、50 mmの場合</p> <p>① 量水器の上流側にボール式伸縮止水栓を設置しなければならない。</p> <p>② <u>量水器交換時のもどり水等で維持管理の支障となるため、量水器の下流側にストップバルブ等の止水栓を設置するものとする。</u></p>	<p>2.7 (略)</p> <p>2.8 止水栓の設置</p> <p>1 止水栓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設深さは、給水管埋設深さと同一、かつ、30cm以上<u>50cm</u>以内とすること。 ・既設<u>第1</u>止水栓が宅地の切土、鋤き取りなどにより、道路と宅地の境界線から1.0m以上に位置する場合は、道路と宅地の境界線から1.0m以下の維持管理に支障のない位置に、給水管を短縮して（凍結工法等による）移設すること。 ・開閉ハンドルは、止水栓の操作に支障が無いように設置すること。 <p>1) 口径13、20 mmの場合</p> <p>① 量水器の上流側にボール式伸縮止水栓を設置しなければならない。</p> <p><u>2) 口径25 mmの場合</u></p> <p>① 量水器の上流側にボール式伸縮止水栓を設置しなければならない。</p> <p><u>② 量水器の下流側に逆止弁を設置しなければならない。</u></p> <p><u>3) 口径30、40 mmの場合</u></p> <p>① <u>量水器の上流側にボール式伸縮止水栓を設置しなければならない。</u></p> <p>② <u>量水器の下流側に逆止弁ボックスを設置し、その内部に逆止弁及びボール式伸縮止水栓を設置しな</u></p>	<p>・給水装置標準図改正に伴う修正</p>
---	--	------------------------

<p>3) 口径75 mm以上の場合</p> <p>① 第1止水栓としてソフトシール仕切弁を設置しなければならない。</p> <p>② <u>量水器交換時のもどり水等で維持管理の支障となるため、第1止水栓のほかに量水器の上流側及び下流側にストップバルブ等の止水栓を設置するものとする。</u></p> <p>2.9 量水器の設置</p> <p>1 量水器</p> <p>1)～7) (略)</p> <p>8) <u>口径25mm以上の量水器を設置する場合は、量水器交換時のもどり水を防ぐための止水栓または逆止弁を量水器の二次側に設置すること。</u></p> <p>9)～12) (略)</p> <p>13) <u>集合住宅等の各戸量水器の接続には、パイプシャフト内メーターバイパスユニットを使用するとよい。パイプシャフト内メーターバイパスユニットは止水栓、逆止弁等が一体とされた製品で、メーター接続部に伸縮機能を持たせ、</u></p>	<p><u>ればならない。</u></p> <p>4) <u>口径50 mmの場合</u></p> <p>① <u>量水器の上流側にボール式止水栓を設置しなければならない。</u></p> <p>② <u>量水器の下流側に仕切弁を設置しなければならない。</u></p> <p>5) 口径75 mm以上の場合</p> <p>① 第1止水栓としてソフトシール仕切弁を設置しなければならない。</p> <p>② <u>量水器の下流側に仕切弁を設置しなければならない。</u></p> <p>2.9 量水器の設置</p> <p>1 量水器</p> <p>1)～7) (略)</p> <p><u>8) 削除</u></p> <p>9)～11) (略)</p> <p><u>12) 集合住宅等の各戸量水器の接続には、パイプシャフト用メーターユニットを使用することができる。ただし、メーター止水材は平パッキン（Oリングは使用不可）とする。パイプシャフト用メーターユニットは止水栓、逆止弁等が</u></p>	<p>・給水装置標準図改正に伴う修正</p> <p>・語句の修正及び止水材の仕様を追記</p>
--	--	---

<p>手回し等で容易にメーターの着脱を行うことができる。 <u>設置時にはパイプシャフト内の維持管理性を考慮し、設置スペースを考慮すること。</u></p> <p>14)～15) (略)</p> <p>16) SUS316材料とSUS以外の金属を接続する場合、<u>絶縁機能を有する構造とすること。</u></p> <p>2.10 使用材料</p> <p>1 給水装置等に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）等に適合し、水質に悪条件をおよぼすおそれがないものであり、かつ設計場所の荷重条件に対し、十分な耐力を有する構造であることとし、<u>使用材料一覧表を表2.10.1、標準配管図を図2.10.1～図2.10.17に示す</u></p> <p>1) <u>給水管</u></p> <p>① <u>口径20mm 以上口径50mm 以下</u> <u>波状ステンレス鋼管（SUS 316）・・・使用材料一覧表による（3m品）</u> <u>JWWA G 1 1 9（4m品）</u></p>	<p>一体とされた製品で、メーター接続部に伸縮機能を持たせ、手回し等で容易にメーターの着脱を行うことができる。</p> <p>13)～14) (略)</p> <p>15) SUS316材料とSUS以外の金属を接続する場合は、<u>絶縁構造とすること。</u></p> <p>2.10 使用材料</p> <p>1 給水装置に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）等に適合し、水質に悪条件をおよぼすおそれがないものであり、かつ設計場所の荷重条件に対し、十分な耐力を有する構造であること。<u>なお、給水装置標準図を図2.10.1～図2.10.15に示す。</u></p> <p>1) <u>公道内に用いる給水管</u></p> <p>① <u>口径20mm 以上 口径40mm 以下のポリエチレン管</u> <u>水道用ポリエチレン二層管（1種軟質）・・・J I S K 6 7 6 2</u> <u>※ 非開削工法で施工する場合は、キズ防止被覆管とする。</u></p> <p>② <u>口径50mm以上のポリエチレン管</u> <u>水道配水用ポリエチレン管・・・JWWA K 1 4 4</u></p> <p>③ <u>口径20mm 以上口径50mm 以下のステンレス鋼管</u> <u>波状ステンレス鋼管（SUS 316）・・・使用材料一覧表による（3m品）</u></p>	<p>・ 語句の修正</p> <p>・ 公道内に用いる給水材料の追加指定に伴う改正</p>
---	--	---

<p>② 口径75mm 以上 ダクタイル鋳鉄管(GX形S種)… J D P A G 1 0 4 9</p> <p>2) 給水用具</p> <p>① GX形ソフトシール仕切弁(両受形又は受挿し形) … J D P A G 1 0 4 9</p> <p>② <u>ステンレスサドル分水栓</u> <u>ステンレス止水栓</u> <u>ボール伸縮止水栓</u> <u>伸縮可とう継手</u> } … <u>使用材料一覧表による</u></p> <p>2) 付属用具の種類及び形状 <u>量水器筐及び止水栓筐の種類及び形状は、使用材料一覧表のとおりとし、詳細については図面集を参照のこと。</u></p>	<p><u>J W W A G 1 1 9 (4m品)</u></p> <p>④ 口径75mm 以上 ダクタイル鋳鉄管(GX形S種) … J D P A G 1 0 4 9</p> <p>2) 給水用具</p> <p>① GX形ソフトシール仕切弁(両受形又は受挿し形) … J D P A G 1 0 4 9</p> <p>② <u>サドル分水栓、ボール止水栓(乙)</u> <u>伸縮可とう継手、ポリエチレン管金属継手</u> <u>ボール伸縮止水栓</u> } … <u>給水装置標準図を参照</u></p> <p>3) <u>付属用具</u> <u>表 2.10.1 使用材料一覧表のとおりとする。</u></p>	<p>・公道内に用いる給水材料の追加指定に伴う改正</p>
--	--	-------------------------------

表 2.10.1 使用材料一覧表

No.	品名	口径・形状	No.	品名	口径・形状
1	波状ステンレス鋼管	20, 25	17	樹脂製量水器	特大 (25)
2	波状ステンレス鋼管	40, 50	18	FRP製量水器	超特大 (30, 40)
3	ステンレス製サドル分水栓	50×20~350×50	19	鋳鉄製量水器	大 (13, 20)
4	青銅製サドル分水栓	50×20~350×50	20	鋳鉄製量水器	特大 (25)
5	水道用ポリエチレン管用サドル分水栓	50×20, 25	21	大型メーターユニット	50, 75
6	伸縮可とう継手メータ用	20~50	22	大型メーターユニット	100
7	伸縮可とう継手メータ用(絶縁型)	20~50	23	大型メーターユニット	150
8	伸縮可とう継手ソケット	20~50	24	止水栓	蓋：FCD ホルダー：PVC
9	ステンレス製ボール止水栓	20~50	25	仕切弁	ネジ式仕切弁
10	青銅製ボール止水栓	20~50	26	排水弁	—
11	ボール式伸縮止水栓	蝶ハンドル：13~30 丸ハンドル：40, 50	27	排水施設	—
12	HIVP用メーターユニオン(ガイドナット)	13~40	28	空気弁	—
13	鋼管用メーターユニオン	50	29	メーターバイパスユニット	25~40
14	地上式メーターユニット	13	30	メーターバイパスユニット	50
15	地上式メーターユニット	20	31	パイプシャフト内メーターユニット	13~25
16	樹脂製量水器	大 (13, 20)			

表 2.10.1 使用材料一覧表

No.	品名	口径・形状	No.	品名	口径・形状
1	地上式メーターユニット	13	16	メーターバイパスユニット	75
2	地上式メーターユニット	20	17	パイプシャフト用メーターユニット	13~25
3	樹脂製量水器	大 (13, 20)			
4	樹脂製量水器	特大 (25)			
5	FRP製量水器	超特大 (30, 40)			
6	鋳鉄製量水器	大 (13, 20)			
7	鋳鉄製量水器	特大 (25)			
8	大型メーターユニット	50, 75			
9	大型メーターユニット	100			
10	大型メーターユニット	150			
11	逆止弁	超特大 (30, 40)			
12	止水栓	蓋：FCD ホルダー：PVC			
13	仕切弁	ネジ式仕切弁			
14	メーターバイパスユニット	25~40			
15	メーターバイパスユニット	50			

・給水装置標準図改正に伴う修正

図 2.10.1 口径13mm 給水装置標準図 (ステンレス製サドル分水栓・地上式メータユニット)

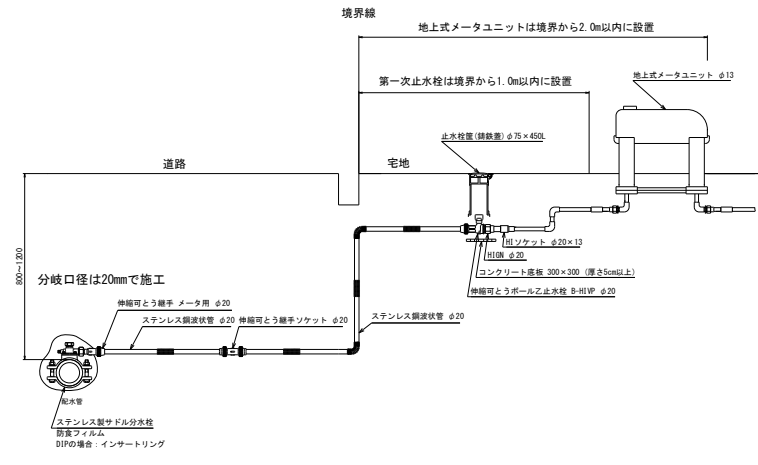


図 2.10.2 口径13mm 給水装置標準図 (ステンレス製サドル分水栓・地下式メータボックス)

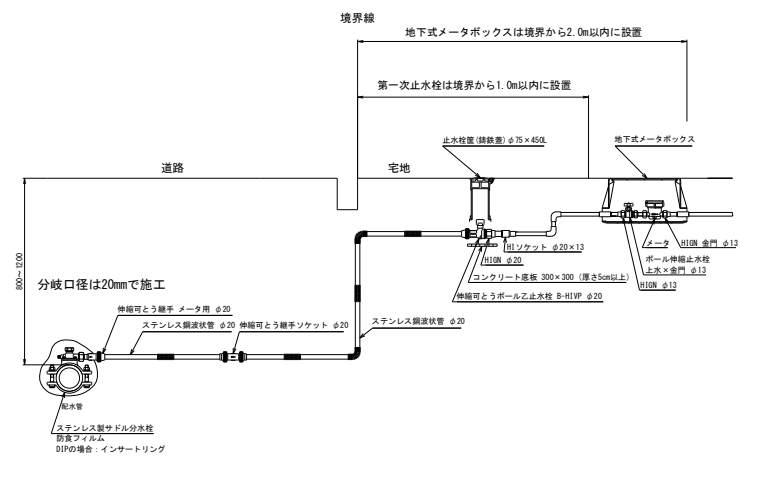


図 2.10.1 給水装置標準図 (ポリエチレン管 量水器口径13mm, 20mm 地上式メータユニット)
■JIS K 6762 水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)

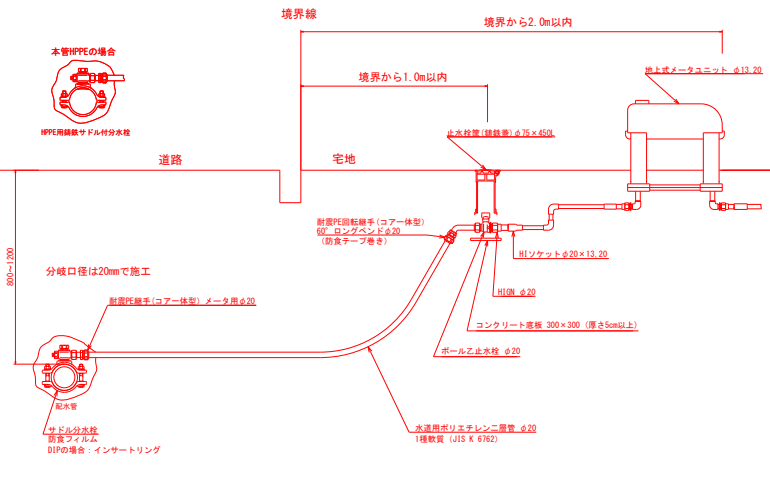
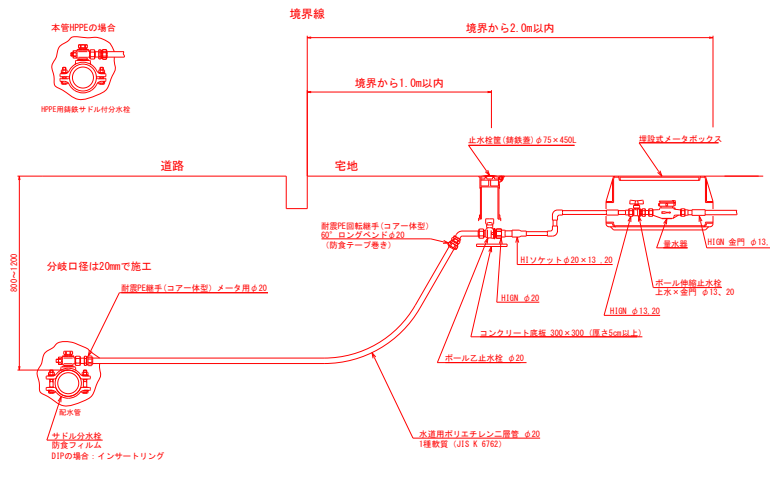


図 2.10.2 給水装置標準図 (ポリエチレン管 量水器口径13mm, 20mm 埋設式メータボックス)
■JIS K 6762 水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)



・公道内に用いる給水材料の追加指定に伴う改正

図 2.10.3 口径13mm 給水装置標準図 (青銅製サドル分水栓・地上式メータユニット)

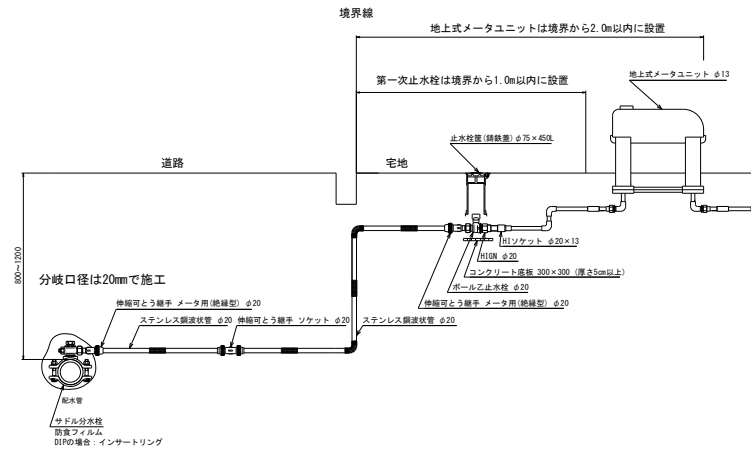


図 2.10.4 口径13mm 給水装置標準図 青銅製サドル分水栓・地下式メータボックス)

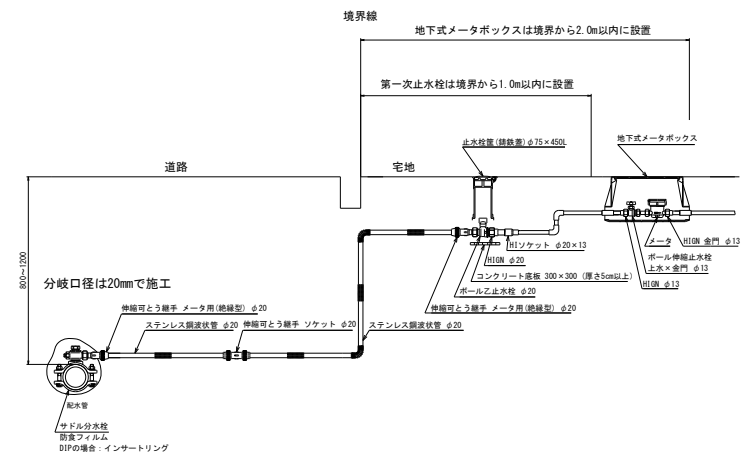


図 2.10.3 給水装置標準図 (ポリエチレン管 量水器口径25mm)

■JIS K 6762 水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)

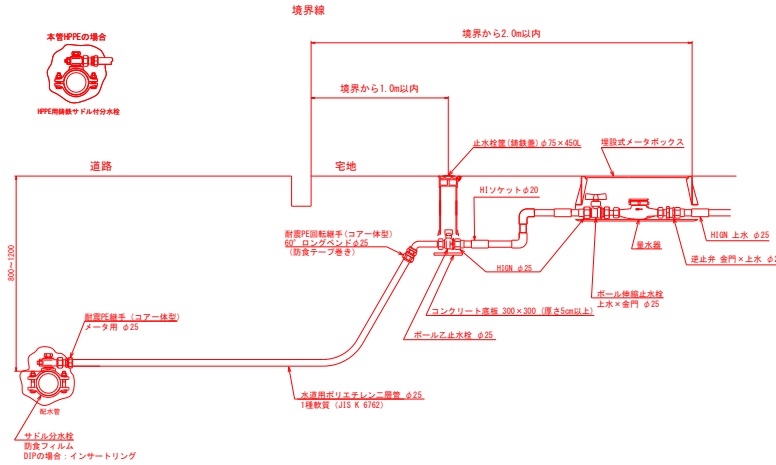


図 2.10.4 給水装置標準図 (ポリエチレン管 量水器口径25mm・メータバイパスユニット)

■JIS K 6762 水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)

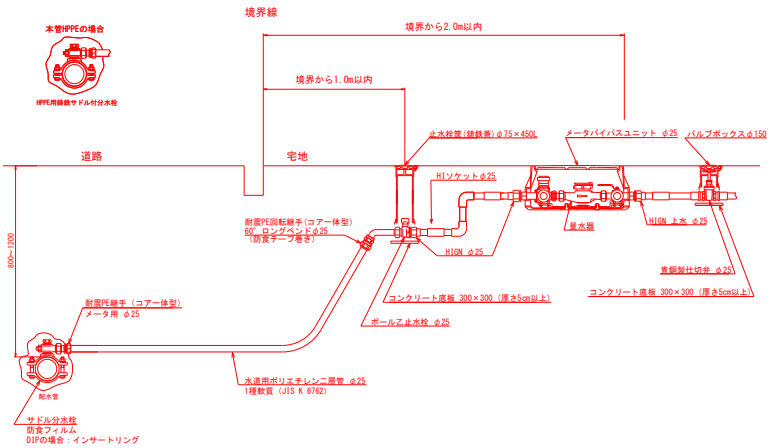


図 2.10.5 口径20mm 給水装置標準図 (ステンレス製サドル分水栓・地上式メータユニット)

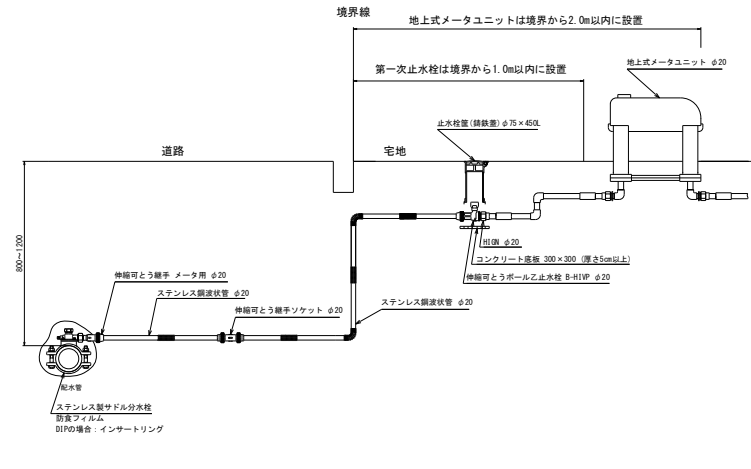


図 2.10.6 口径20mm 給水装置標準図 (ステンレス製サドル分水栓・地下式メータボックス)

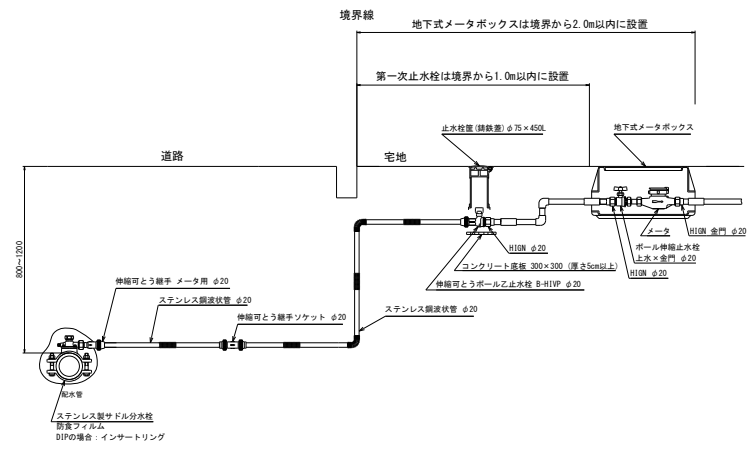


図 2.10.5 給水装置標準図 (ポリエチレン管 量水器口径30mm, 40mm)

■JIS K 6762 水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)

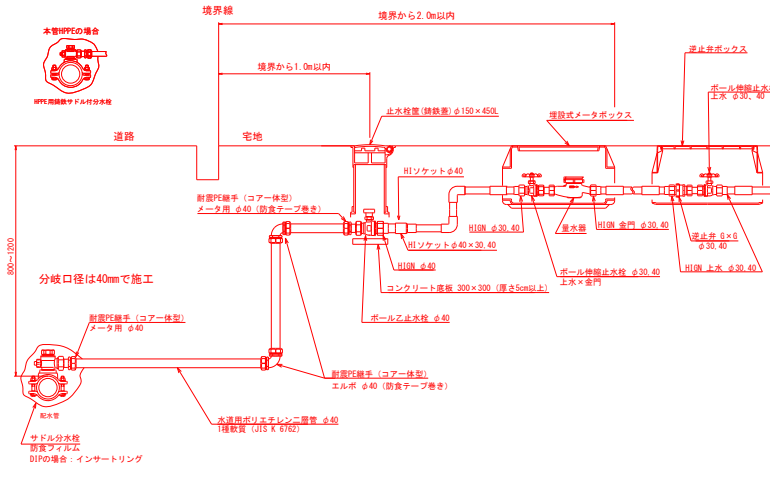


図 2.10.6 給水装置標準図 (水道配水用ポリエチレン管 量水器口径50mm)

■JWIA K 144 水道配水用ポリエチレン管
■JWIA K 145 水道配水用ポリエチレン管継手

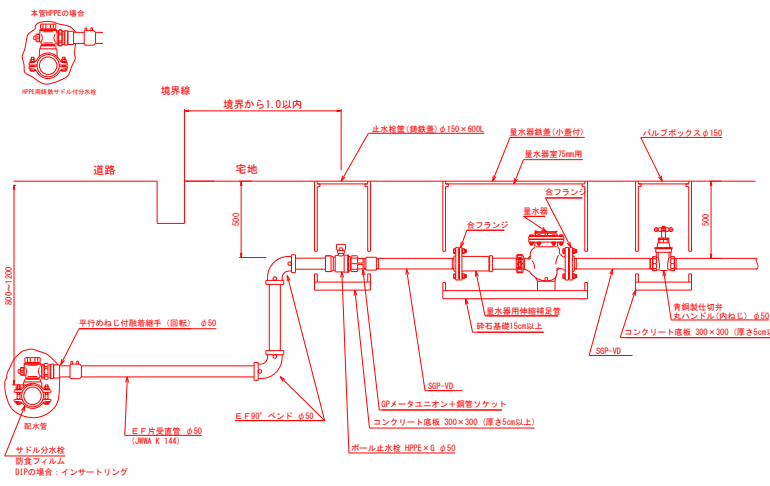


図 2.10.9 口径25mm 給水装置標準図 (ステンレス製サドル分水栓)

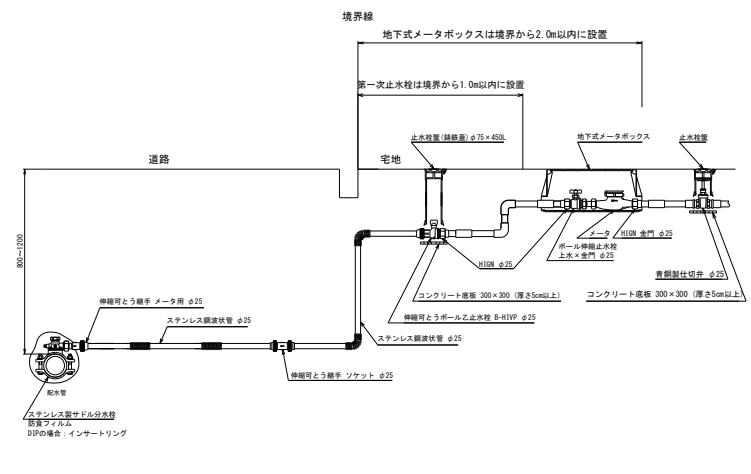


図 2.10.10 口径25mm 給水装置標準図 (青銅製サドル分水栓)

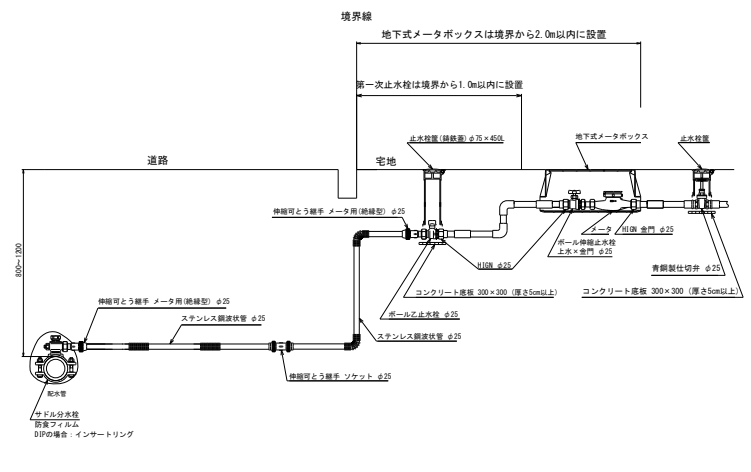


図 2.10.9 給水装置標準図 (ステンレス鋼管 量水器口径13mm, 20mm 埋設式メータボックス)

■JWWA G 119 波状ステンレス鋼管

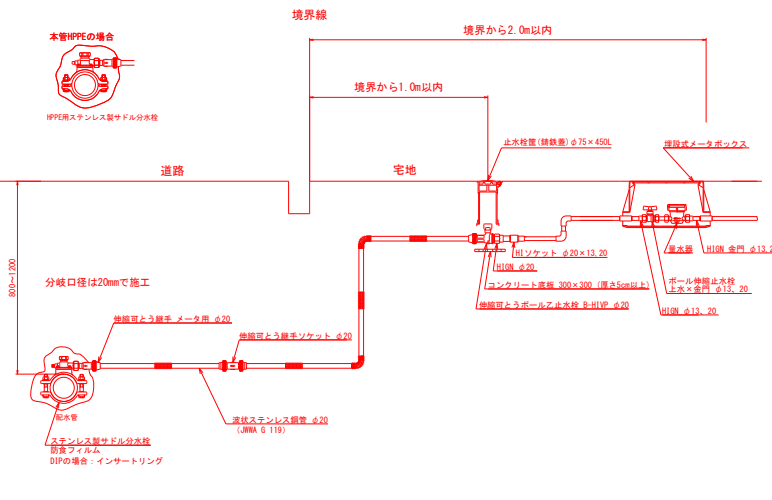


図 2.10.10 給水装置標準図 (ステンレス鋼管 量水器口径13mm, 20mm 地上式メータユニット)

■JWWA G 119 波状ステンレス鋼管

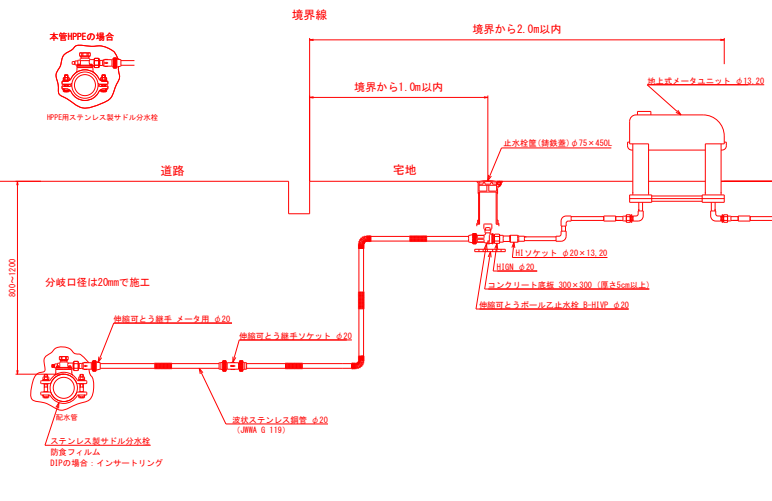


図 2.10.17 口径75mm 給水装置標準図 (耐震形割T字管・DIP-GX形)
配水管埋設深さ DP=800mmの場合

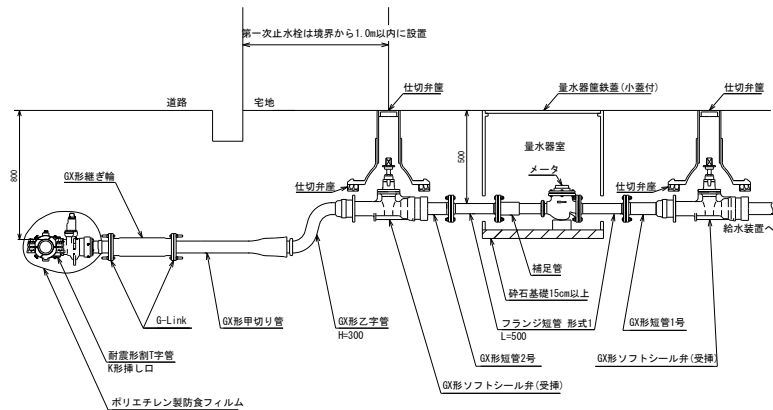
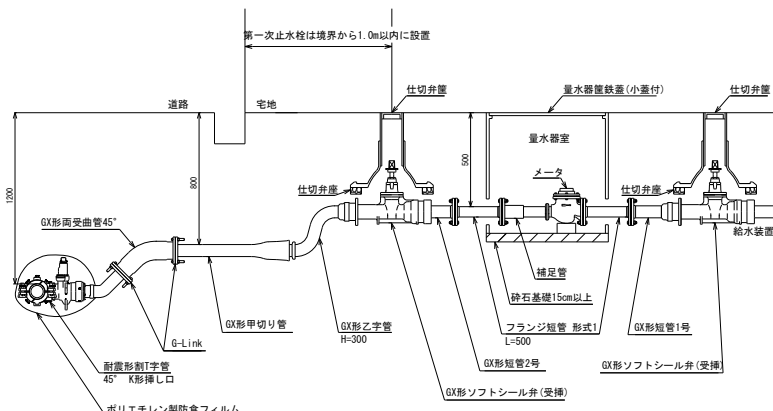


図 2.10.18 口径75mm 給水装置標準図 (耐震形割T字管・DIP-GX形)
配水管埋設深さ DP=1,200mmの場合



<p>2.11 配管</p> <p>1 配管の原則</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>2 一般配管</p> <p>1) <u>道路部から宅地への配管は、波状ステンレス鋼管により施工すること。</u></p> <p>2) 波状ステンレス鋼管の継手には、伸縮可とう継手を使用すること。</p>	<p>2.11 配管</p> <p>1 配管の原則</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) <u>ポリエチレン管は、有機溶剤等に侵されやすいので、<u>鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所に配管しないこと。これらの箇所には金属管（ステンレス鋼管等）を使用すること。</u></u></p> <p><u>ただし、やむを得ず配管する場合は、さや管等の適切な防護措置を講ずること。</u></p> <p><u>なお、ここでいう鉱油類（ガソリン等）・有機溶剤（塗料・シンナー等）が浸透するおそれのある箇所とは、ガソリンスタンド、自動車整備工場、有機溶剤取扱事業所（倉庫）等である。</u></p> <p>2 一般配管</p> <p>1) <u>公道（公道と同等の又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。）内から宅地内の第一止水栓のでの配管は、口径が50mm以下の給水管の材料は、ステンレス鋼管又はポリエチレン管、口径が75mm以上の給水管の材料は、ダクタイル鋳鉄管又はポリエチレン管により施工すること。</u></p> <p>2) 波状ステンレス鋼管の継手には、伸縮可とう継手を使用すること。</p> <p>3) <u>ポリエチレン管二層管の継手には、耐震P E金属継手を使用すること。</u></p>	<p>・公道内に用いる給水材料の追加指定に伴う改正</p>
---	--	-------------------------------

<p>3) 配水管からの分岐部分に使用する給水管の材料は次のとおりとし、施工場所の状況により適切に選定するものとする。</p> <p>① <u>ステンレス製サドル分水栓の場合</u> <u>伸縮可とう継手メータ用+波状ステンレス鋼管</u></p> <p>② <u>青銅製サドル分水栓の場合</u> <u>伸縮可とう継手メータ用（絶縁型）+波状ステンレス鋼管</u></p> <p>③ <u>耐震型割T字管の場合</u> <u>ダクタイル鋳鉄管GX形S種管</u></p> <p>4) <u>SUS316材料とSUS以外の金属を接続する場合は、絶縁機能を有する構造とすること。</u></p> <p>5) 3階直結直圧方式の場合、量水器の下流側には逆流防止として、逆止弁を設置すること。</p> <p>6) テナント等の将来用配管を先行して設置する場合は、量水器の下流側に逆止弁を設置すること。</p>	<p>4) 配水管からの分岐部分に使用する給水管の材料は次のとおりとし、施工場所の状況により適切に選定するものとする。</p> <p>① <u>波状ステンレス鋼管の場合</u> <u>ステンレス製サドル分水栓+伸縮可とう継手メータ用</u></p> <p>② <u>ポリエチレン二層管の場合</u> <u>サドル分水栓+耐震PE継手（コア一体型）メータ用</u></p> <p>③ <u>配水用ポリエチレン管の場合</u> <u>口径50mm サドル分水栓+平行めねじ付融着継手(回転)</u> <u>口径75mm以上 耐震型割T字管+PE挿し口</u></p> <p>④ <u>ダクタイル鋳鉄管GX形S種の場合</u> <u>耐震型割T字管+K形挿し口+GX形継輪+G-L i n k</u></p> <p>5) <u>ステンレス鋼管とそれ以外の金属管を接続する場合は、絶縁継手を使用すること。</u></p> <p>6) 3階直結直圧方式の場合、量水器の下流側には逆流防止として、逆止弁を設置すること。</p> <p>7) テナント等の将来用配管を先行して設置する場合は、量水器の下流側に逆止弁を設置すること。</p> <p>8) <u>第一止水栓に接続する給水管の材料は次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>波状ステンレス鋼管の場合</u> <u>ステンレス製ボール止水栓（伸縮可とう継手一体型）</u></p>	
---	--	--

3 量水器との接続

- 1) 口径50mmの量水器を設置する場合は、上流側から順にフランジ短管、量水器伸縮補足管を使用すること。
- 2) 口径75mm以上の量水器を設置する場合は、量水器の上流側に量水器用伸縮補足管を使用すること。

4 連合給水管用排水施設

共同住宅などの連合給水管の場合、原則として排水施設は図 2.11.1に示したように設置すること。

② ポリエチレン管の場合

ア) 口径20・25mmの場合

ボール止水栓＋耐震P E回転継手（コア一体型）60°
ロングベンド

イ) 口径40mmの場合

ボール止水栓＋耐震P E継手（コア一体型）メータ
用

ウ) 口径50mm以上の場合

P E挿し口付ソフトシール仕切弁＋E F継手

③ ダクタイル鋳鉄管G X形S種の場合

G X形ソフトシール仕切弁＋G X形曲管

4 量水器との接続

- 1) 量水器に接続する給水管の口径は、原則として、量水器と同口径とすること。
- 2) 口径50mmの量水器を設置する場合は、上流側から順にフランジ短管、量水器伸縮補足管を使用すること。
- 3) 口径75mm以上の量水器を設置する場合は、量水器の上流側に量水器用伸縮補足管を使用すること。

4 削除

5 配水管用排水施設

開発行為により排水管を布設する場合、図 2.11.2に示したように排水施設を設置すること。なお、側溝に接続する配水管の高さは、原則として側溝深さの9割以上の位置（雨水排水の設計が9割水深を基準としているため）とし、吐水口空間を確保すること。

2.12 防護措置

- 1 給水管が水路（下水開きよ、暗きよ）等を横断する必要があるときは、原則として伏せ越しとする。

2.13 (略)

2.14 直結増圧式の設備

1. (略)
2. 設置条件
 - 1)～8) (略)
 - 9) 量水器は増圧装置の上流側に設置すること。

5 削除

2.12 防護措置

- 1 給水管が水路（下水開きよ、暗きよ）等を横断する必要があるときは、原則として伏せ越しとする。

ただし、やむを得ず露出配管とするときは、さや管等による防護措置を講じること。

2.13 (略)

2.14 直結増圧式の設備

1. (略)
2. 設置条件
 - 1)～8) (略)
 - 9) 増圧装置の上流側に設置する量水器はバイパス機能付とすること。

第3章 施 工

3.1 ～ 3.3

(略)

3.4 配管工事

1～2 (略)

第3章 施 工

3.1 ～ 3.3

(略)

3.4 配管工事

1～2 (略)

3 ポリエチレン二層管の施工

1) 施工一般

- ① 管の巻きぐせ、ねじれを取り除き、引っ張ったりせず余裕をもって配管すること。
- ② 非開削工法で施工する場合は、キズ防止被覆管を使用するとともに、管内に土砂等が入らないよう適切な防護を講じること。
- ③ ポリエチレン二層管の屈曲半径は、管外径の2.0倍以上とし、最小曲げ半径（R）は、表 3.4.2 による。

表 3.4.2 最小曲げ半径（R）

口 径	13mm	20mm	25mm	40mm
最小曲げ半径（R）	43cm以上	54cm以上	68cm以上	96cm以上

- ④ 切断にあたっては、切断箇所の管肌周面をウエスなどで清掃し、ごみ、泥などを完全に拭き取ること。

2) 接合

水道用ポリエチレン二層管の接合は、金属継手（耐震強化型）を使用すること。

・公道内に用いる給水材料の追加指定に伴う改正

<p>3.5 (略)</p> <p>3.6 量水器等の取り付け</p> <p>1 (略)</p> <p>2 量水器筐</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>6) 口径25mm以上の量水器(地下式メーターボックス)を設置する場合は、量水器の二次側に逆止弁又は仕切弁を設置すること。</p> <p>3.7 止水栓等の取り付け</p> <p>1 (略)</p> <p>2 止水栓筐</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 仕切弁筐の取り付けは、次によるものとする。</p> <p>① <u>埋設深さが120cm以上で、荷重の加わるおそれのある場所については、図 3.7.3に示すとおり、弁筐の下部には碎石・コンクリート底板、VU管の下部には碎石で基礎を造り設置すること。</u></p>	<p>3.5 (略)</p> <p>3.6 量水器等の取り付け</p> <p>1 (略)</p> <p>2 量水器筐</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>6) 口径25mm以上の量水器(地下式メーターボックス)を設置する場合は、量水器の二次側に逆止弁を設置すること。</p> <p>3.7 止水栓等の取り付け</p> <p>1 (略)</p> <p>2 止水栓筐</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 仕切弁筐の取り付けは、次によるものとする。</p> <p>① <u>図 3.7.3に示すとおり、弁筐の下部には碎石基礎により台座を設置すること。</u></p>	<p>・ 語句の修正</p> <p>・ 標準図の修正</p>
---	--	--------------------------------

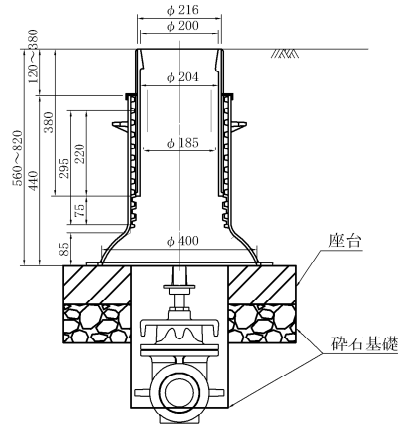


図 3.7.3 仕切弁管の設置標準図

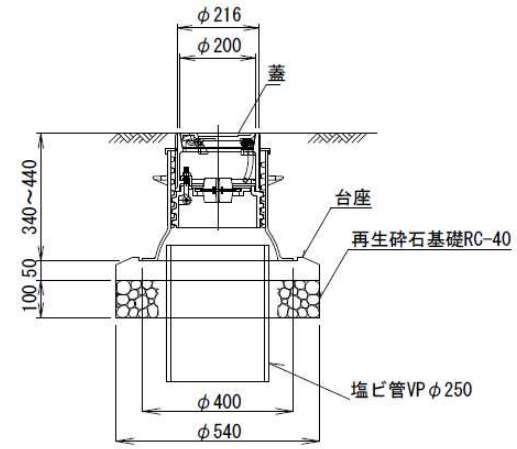


図 3.7.3 仕切弁管の設置標準図

第4章 手続き

4.1 (略)

4.2 給水に係る事前協議の申請

1 事前協議を必要とする範囲

- 1) 成田市開発行為等指導要綱第4条の規定により、事前協議が必要な場合。
- 2) その他管理者が必要と認める場合

[成田市開発行為等指導要綱第4条に係る適用対象]

- (1) 事業区域の面積が市街化区域又は市街化調整区域にあつては500㎡以上、区域区分が定められていない都市計画区域にあつては1,000㎡以上のもの
- (2) 建築基準法に基づく建築物で高さ10mを超え、かつ、延べ面積が500㎡以上のもの
- (3) 集合住宅等の建築物で計画戸数(室数)が10戸以上のもの
- (4) 増改築又は敷地の拡張により前号各号に該当することとなるもの
- (5) 同一事業者が一定区域について数回行う事業の合計面積又は戸数が、第1号、第2号又は第3号に規定する面積又は戸数に達する者
- (6) 複数の事業者が行う一団の事業について、それが共同事業と認められる事業の合計面積又は戸数が、第1号、第2号又は第3号に規定する面積又は戸数に達するもの
- (7) 本市周辺において行う前各号のいずれかに該当する事業で、本市の区域にある公共施設及び公益施設に特に影響を与えるもの
- (8) 前各号のいずれにも該当しない事業で、市長が特に認めるもの

第4章 手続き

4.1 (略)

4.2 給水装置工事に係る事前協議

1 事前協議が必要となる事業

1) 給水装置の規模が一定以上となる事業

ア) 計画一日最大給水量が10㎡以上となる事業

イ) 共同住宅等の給水管口径の算定において、「成田市給水装置工事施行基準 表2.4.6 直結式アパートの分岐個数」によらず、口径を決定する事業(水理計算により口径を決定する事業)

ウ) 配水管の整備を伴う事業

2) 「直結給水の範囲拡大に関する実施要領」に該当する事業

ア) 給水方式を3階直結直圧式給水とする事業

イ) 給水方式を直結増圧式給水とする事業

3) 「成田市開発行為等指導要綱」第3条第2号及び第3号に該当する事業

・建築基準法に基づく建築物で高さ10メートルを超え、かつ、延べ面積が500平方メートル以上のもの

・集合住宅等の建築物で計画戸数(室数)が10戸以上のもの

4) 「消防法施行規則」による水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造する事業

・延べ面積275平方メートル以上1,000平方メートル未

・水道利用計画協議に関する手引きに合せ改正

<p><u>2 事前協議の申請に伴う提出書類</u></p> <p>1) <u>開発行為及び開発行為に準ずる事業における水道利用計画承認書（正副2部）</u></p> <p>2) <u>建築工事計画書（開発行為に関する図面）一式</u></p> <p>3) <u>給水計画図（平面図・系統図）</u></p> <p>4) <u>水理計画書</u></p> <p>5) <u>設計水圧調査依頼書又は設計水圧調査回答書</u> <u>（直結給水の範囲拡大に関する要領に適用する場合）</u></p> <p>6) <u>その他管理者が必要と認める図書</u></p>	<p><u>満の小規模社会福祉施設</u></p> <p><u>2 事前協議の必要書類等</u></p> <p><u>第8章 工事関係条例及び要綱等</u></p> <p><u>8.13 成田市水道利用計画協議に関する手引き 参照</u></p>	
---	---	--

第5章 図面作成

5.1 設計図

1～6 (略)

7 図面記号

1)管種記号

表 5.1.1 管種記号表

管 種	記号	管 種	記号
ステンレス鋼管 (304)	SSP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
ステンレス鋼管 (316)	SUS	ポリエチレン管	PP
波状ステンレス鋼管	CSST	配水管用ポリエチレン管	HPPE
ビニルライニング鋼管 A	SGP-VA	N S 形ダクタイル鋳鉄管	DIPNS
ビニルライニング鋼管 B	SGP-VB	S II 形ダクタイル鋳鉄管	DIPSII
ビニルライニング鋼管 D	SGP-VD	ダクタイル鋳鉄管	DIP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 A	SGP-PA	普通鋳鉄管	CIP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 B	SGP-PB	石綿セメント管	ACP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 D	SGP-PD	銅管	CP
鉛管	LP	架橋ポリエチレン管	XPEP
耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV	ポリブデン管	PBP
硬質塩化ビニル管	VP		

第5章 図面作成

5.1 設計図

1～6 (略)

7 図面記号

1)管種記号

表 5.1.1 管種記号表

管 種	記号	管 種	記号
ステンレス鋼管 (304)	SSP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
ステンレス鋼管 (316)	SUS	ポリエチレン <u>二層</u> 管	<u>PE</u>
波状ステンレス鋼管	CSST	配水管用ポリエチレン管	HPPE
ビニルライニング鋼管 A	SGP-VA	N S 形ダクタイル鋳鉄管	DIPNS
ビニルライニング鋼管 B	SGP-VB	S II 形ダクタイル鋳鉄管	DIPSII
ビニルライニング鋼管 D	SGP-VD	ダクタイル鋳鉄管	DIP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 A	SGP-PA	普通鋳鉄管	CIP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 B	SGP-PB	石綿セメント管	ACP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 D	SGP-PD	銅管	CP
鉛管	LP	架橋ポリエチレン管	XPEP
耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV	ポリブデン管	PBP
硬質塩化ビニル管	VP		

・表記の修正

5.2 (略)

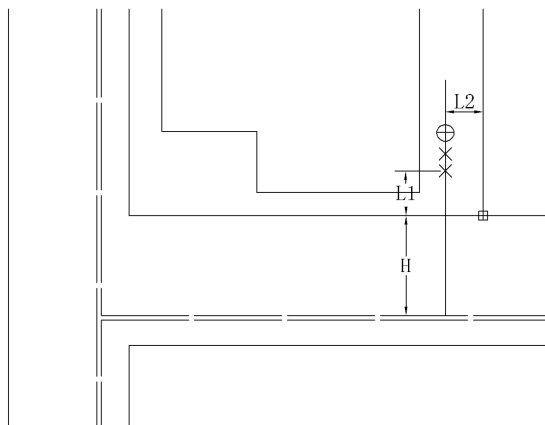
5.3 完成図

1 (略)

2 オフセット図

給水管布設後、維持管理上必要な箇所のおフセットを測定し、完成図に記載すること。

配水管の土被り及び給・配水管の埋設位置のおフセットは、図 5.3.1-3を参考とすること。



D : 配水管の土被り (mm)
H : 官民境界より給・配水管埋設位置までの水平距離 (mm)
L : 用地境界より給水管引き込み位置までの水平距離 (mm)
d : 給水管の土被り (mm)

図 5.3.1-3 設計図(オフセット)

5.2 (略)

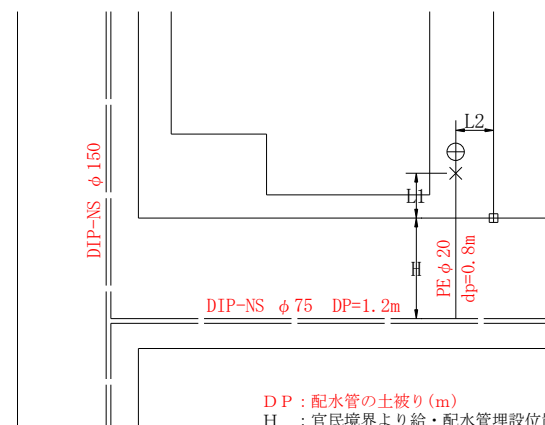
5.3 完成図

1 (略)

2 オフセット図

給水管布設後、維持管理上必要な箇所のおフセットを測定し、完成図に記載すること。

配水管の土被り及び給・配水管の埋設位置のおフセットは、図 5.3.1-3を参考とすること。



DP : 配水管の土被り (m)
H : 官民境界より給・配水管埋設位置までの水平距離 (m)
L1 : 官民境界より第1止水栓までの水平距離 (m)
L2 : 用地境界より第1止水栓までの水平距離 (m)
dp : 給水管の土被り (m)

※ 新たに給水引込みを行う場合は、DPとdpを記入すること。

図 5.3.1-3 設計図(オフセット)

・新たに給水引込みを行った場合の記載方法を追記

<p>第6章 ～第7章 (略)</p> <p>第8章 工事関連条例及び要綱等</p> <p>8.1 ～ 8.2 (略)</p> <p>8.3 成田市水道事業給水条例 (手数料)</p> <p>第28条 略</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者の<u>指定</u>をするとき。 1件につき10,000円</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置等)</p> <p>第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第6章 ～第7章 (略)</p> <p>第8章 工事関連条例及び要綱等</p> <p>8.1 ～ 8.2 (略)</p> <p>8.3 成田市水道事業給水条例 (手数料)</p> <p>第28条 略</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者の<u>指定又は指定の更新</u>をするとき。 1件につき10,000円</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置等)</p> <p>第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>・指定給水装置工事事業者制度の更新制度導入に伴う改正</p> <p>・水道法の改正に伴う条ずれに対応</p>
---	--	---

<p>8.5 成田市水道事業給水条例施行規程 第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の構造及び材質)</p> <p>第5条 条例第7条第1項の規定により管理者が指定する給水管及び給水用具の構造及び材質のうち、公道(公道と同等の又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。)内に用いる給水管の材質は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ステンレス鋼管 (2) 口径が50ミリメートルを超える給水管 ダクタイル鋳鉄管</p> <p>第6条 ～ 第17条 (略)</p> <p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1) 水槽の掃除を<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に行うこと。 (2)～(4) 略</p> <p>2 条例第36条第2項の規定による管理の状況に関する検査は、<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無に関する水質について行うものとする。</p>	<p>8.5 成田市水道事業給水条例施行規程 第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の構造及び材質)</p> <p>第5条 条例第7条第1項の規定により管理者が指定する給水管及び給水用具の構造及び材質のうち、公道(公道と同等の又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。)内に用いる給水管の材質は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ステンレス鋼管 <u>又はポリエチレン管</u> (2) 口径が50ミリメートルを超える給水管 ダクタイル鋳鉄管 <u>又はポリエチレン管</u></p> <p>第6条 ～ 第17条 (略)</p> <p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1) 水槽の掃除を<u>毎年1回以上</u>定期に行うこと。 (2)～(4) 略</p> <p>2 条例第36条第2項の規定による管理の状況に関する検査は、<u>毎年1回以上</u>定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無に関する水質について行うものとする。</p>	<p>・公道内に用いる給水材料の追加指定に伴う改正</p> <p>・貯水槽水道の管理基準値の見直し</p> <p>・水道法の改正に伴う条ずれに対応</p>
---	---	---

<p>8.6 成田市指定給水装置工事事業者規程</p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 次条第3号の<u>アからオまでの</u>いずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人等又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>イ～エ</u> 略</p> <p><u>オ</u> 法人であって、その役員のうち<u>アからエまでの</u>いずれかに該当する者があるもの</p>	<p>8.6 成田市指定給水装置工事事業者規程</p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 次条第3号の<u>アからカまでの</u>いずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p><u>ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者</u></p> <p><u>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p><u>ウ～オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 法人であって、その役員のうち<u>アからオまでの</u>いずれかに該当する者があるもの</p>	<p>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改定</p> <p>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改定</p> <p>・指定給水装置工事事業者制度の更新制度導入に伴う改</p>
---	---	--

<p>第6条 略</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号<u>アからオ</u>までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書</p> <p>3 略</p>	<p><u>(指定の更新)</u></p> <p><u>第5条の2 条例第6条第1項に規定する指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</u></p> <p><u>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</u></p> <p><u>4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</u></p> <p>第6条 略</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号<u>アからカ</u>までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書</p> <p>3 略</p>	<p>正</p> <p>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改定</p> <p>・語句の修正</p>
---	--	---

<p>(指定の取消し)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第4条に定める基準に適合していることの確認</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(事業の運営の基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>ア 政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>イ 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>(指定の取消し)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第5条各号の<u>いずれか</u>に適合しなくなったとき。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(事業の運営の基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>イ 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>・水道法の改正に伴う条ずれに対応</p> <p>・水道法の改正に伴う条ずれに対応</p>
---	---	---